

**全国厚生労働関係
部局長会議資料
(説明資料)**

**令和3年1月
政策統括官(総合政策担当)**

(目次)

- **全世代型社会保障検討会議最終報告について 2**
- **就職氷河期世代への支援について 10**
- **地方公共団体と厚生労働省間共同ポータルサイト
「OnePublic」の運用開始について 14**

全世代型社会保障検討会議最終報告について

全世代型社会保障検討会議について

総理を議長とした政府における検討会議として、令和元年9月20日に第1回会議を開催し、12月に中間報告を、令和2年6月に第2次中間報告の取りまとめを行った。令和2年12月14日に最終報告をとりまとめた。

趣旨

少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、全ての世代が安心できる「全世代型社会保障制度」を目指し、働き方の変化を中心に据えながら、社会保障全般にわたる改革を検討する。

スケジュール

令和元年

- 9月20日 第1回 今後の検討の進め方
- 11月8日 第2回 若者・女性、医療関係者からのヒアリング
- 11月20日 全世代型社会保障改革に関する総理と10代から70代の一般の方々との意見交換会
- 11月21日 第3回 中小企業関係者、労働関係者、働き方改革や兼業・副業に関する有識者からのヒアリング
- 11月26日 第4回 中間報告にむけた具体論について
- 12月19日 第5回 中間報告取りまとめ

令和2年

- 2月19日 第6回 介護サービスの生産性向上について
- 5月22日 第7回 フリーランス、コロナを踏まえた社会保障
- 6月3日 第8回 最低賃金、少子化社会対策大綱について
- 6月25日 第9回 第2次中間報告取りまとめ
- 10月15日 第10回 少子化対策について
- 11月24日 第11回 医療制度について
- 12月14日 最終報告取りまとめ

構成

- | | | |
|------------|------|---|
| 議長 | 菅 義偉 | 内閣総理大臣 |
| 議長代理 | 西村康稔 | 全世代型社会保障改革担当大臣 |
| 構成員 | 麻生太郎 | 副総理 兼 財務大臣 |
| | 加藤勝信 | 内閣官房長官 |
| | 武田良太 | 総務大臣 |
| | 田村憲久 | 厚生労働大臣 |
| | 梶山弘志 | 経済産業大臣 |
| (有識者／五十音順) | | |
| | 遠藤久夫 | 学習院大学経済学部教授 |
| | 翁 百合 | 株式会社日本総合研究所理事長 |
| | 鎌田耕一 | 東洋大学名誉教授 |
| | 櫻田謙悟 | SOMPO ホールディングス株式会社
グループCEO 取締役 代表執行役社長 |
| | 清家 篤 | 日本私立学校振興・共済事業団理事長 |
| | 中西宏明 | 株式会社日立製作所 取締役会長
兼 執行役 |
| | 新浪剛史 | サントリーホールディングス株式会社
代表取締役社長 |
| | 増田寛也 | 東京大学公共政策大学院客員教授 |
| | 柳川範之 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |

全世代型社会保障改革について

人生100年時代の到来を見据え、「自助・公序・共助」そして「絆」を軸に、お年寄りに加え、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていく全世代型社会保障の構築を目指します。

<少子化対策>

日本の未来を担うのは子供たち。長年の課題である少子化対策を大きく前に進めます。

(参考) 令和元年出生数:86万5千人(過去最小)・合計特殊出生率:1.36%、令和2年4月待機児童数:12,439人

- ・ **不妊治療**：令和4年度から**保険適用**。助成制度は**大幅拡充**
(所得制限撤廃、助成額1回30万円に増額等)
- ・ **待機児童解消**：4年間で約**14万人分**の保育の場を整備
※ 財源は、年収1,200万円以上の方の児童手当見直しと、経済界からの拠出
- ・ **男性育児休業取得促進**：出生直後の休業取得促進制度を創設

➡ **不妊治療が受けやすく**

➡ **待機児童問題に終止符**

➡ **男性も育児参加**



<医療>

令和4年から団塊の世代が75歳以上の高齢者に。現役世代の負担上昇抑制が課題です。

(参考) 現役世代から後期高齢者への支援金 令和2年度:6.8兆円⇒令和4年度:7.1兆円⇒令和7年度:8.1兆円

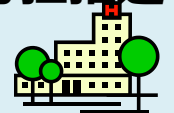
- ・ **75歳以上の窓口負担**：令和4年度から課税所得28万円かつ単身の場合年収200万円(ご夫婦の場合は合計年収320万円)以上の方は、2割負担をお願いします。

➡ **現役世代の負担軽減**
年間▲約720億円

※ 施行後3年間、月の負担増を最大3千円に収める配慮措置あり。

- ・ **医療機関の役割分担推進**：大病院に紹介状なしで受診した場合の定額負担について、対象病院(200床以上で地域の実情に応じて明確化される紹介患者への外来を基本とする病院)や負担額を見直します。

➡ **医療機関の役割分担推進**



全世代型社会保障検討会議 中間報告・第2次中間報告・最終報告のポイント①

中間報告(令和元年12月19日) : ○、第2次中間報告(令和2年6月25日) : ●

最終報告(令和2年12月14日) : ◎

年金

- 受給開始時期の選択肢の拡大: 60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始時期について、その上限を75歳に引き上げる。なお、現在65歳からとなっている年金支給開始年齢の引上げは行わない。
- 厚生年金(被用者保険)の適用範囲の拡大: 働き方の形態にかかわらず充実した社会保障制度を整備するため、厚生年金(被用者保険)の適用範囲を、50人を超える規模の企業まで拡大する。スケジュールについては、2022年10月に100人超規模まで、2024年10月に50人超規模まで、適用することを基本とする。この際、中小企業・小規模企業の生産性向上への支援を図る。
- 在職老齢年金制度の見直し: 60~64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度(低在老)について、現行の28万円から65歳以上の制度と同じ47万円の基準に合わせる。
- 第201回国会において、上記の措置を含む厚生年金保険法等の一部改正が成立した。

労働

- 70歳までの就業機会確保: 働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、70歳までの就業機会の確保を図ることとし、事業主の努力を求める高年齢者雇用安定法改正法案を通常国会に提出する。その際、個々の労働者の多様性に応じた活躍のため、多様な選択肢を整える。
- 中途採用・経験者採用の促進: 大企業における正規雇用労働者の中途採用・経験者採用比率を公表する労働施策総合推進法改正法案を通常国会に提出する。
- 第201回国会において、上記の高年齢者雇用安定法の一部改正、労働施策総合推進法の一部改正が成立した。

全世代型社会保障検討会議 中間報告・第2次中間報告・最終報告のポイント②

中間報告(令和元年12月19日)：○、第2次中間報告(令和2年6月25日)：●

最終報告(令和2年12月14日)：◎

フリーランス

- 独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係及びこれらに基づく問題行為を明確化するため、実効性があり一覧性のあるガイドラインを関係省庁連名で策定。
- 資本金1,000万円以下の企業からの発注など必要な課題について、下請代金支払遅延等防止法の改正を含め立法的対応を検討。
- 独占禁止法等に基づく執行を強化。ガイドラインの内容を下請振興基準にも反映の上、業所管省庁が業種別の下請ガイドラインを改定し、これに基づいて執行を強化。
- 労働者災害補償保険の更なる活用を図るための特別加入制度の対象拡大等について検討。共済制度(小規模企業共済等)の更なる活用促進。リモートワーク環境の整備を支援。

最低賃金

- 令和元年に閣議決定された「この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」との方針を堅持する。
- 新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあるため、令和2年度の最低賃金については、最低賃金審議会において、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。

全世代型社会保障検討会議 中間報告・第2次中間報告・最終報告のポイント③

中間報告(令和元年12月19日)：○、第2次中間報告(令和2年6月25日)：●

最終報告(令和2年12月14日)：◎

少子化対策

- 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)に基づき、以下の施策を含め、将来の子共達に負担を先送りすることのないよう、安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、できることから速やかに着手する。
 - ▶結婚支援
 - ▶妊娠・出産への支援
 - ▶男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
 - ▶地域・社会による子育ての支援
 - ▶多子世帯への支援について検討
- ◎ 令和4年度当初から不妊治療への保険適用を実施する。保険適用までの間、現行の不妊治療の助成制度について、所得制限の撤廃や助成額の増額(1回30万円)等大幅に拡充する。
- ◎ 待機児童の解消を目指し、安定的な財源を確保しながら、令和3年度から令和6年度末までの4年間で最大約14万人分の保育の受け皿を整備する。その際、地域のあらゆる子育て資源の活用を図る。
- ◎ 男性の育児休業の取得を促進するため、出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの導入等を検討し、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

予防・介護

- 保険者努力支援制度の抜本強化、介護インセンティブ交付金の抜本強化、疾病・介護予防のエビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。
- 令和2年度当初予算において上記事項が盛り込まれた。
- 介護制度の持続可能性を確保するため、介護サービスにおけるテクノロジーの活用、文書の簡素化・標準化・ICT等の活用、介護サービスの効果を正確に測定するためのビッグデータの整備、介護事業者の創意工夫を引き出す弾力的な取組の推進を行う。

全世代型社会保障検討会議 中間報告・第2次中間報告・最終報告のポイント④

中間報告(令和元年12月19日)：○、第2次中間報告(令和2年6月25日)：●
最終報告(令和2年12月14日)：◎

医療①

- 医療提供体制の改革：地域医療構想の推進、医師偏在対策、医師・歯科医師等の働き方改革、外来機能の明確化とかかりつけ医機能の強化等
 - ⇒◎ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、都道府県の医療計画に新興感染症等への対応を位置づける。地域医療構想については、各医療機関の役割分担を継続的に協議する基本的枠組みは維持し、その財政支援等を行う。また、外来機能の明確化・連携を図るため、医療機関が都道府県に外来機能を報告する制度を創設し、紹介患者への外来を基本とする医療機関を明確化する。

- 後期高齢者の自己負担割合の在り方
 - ▷団塊の世代が2022年には75歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される。元気で意欲ある高齢者が生涯現役で活躍できる社会を創る中で、75歳以上の高齢者であっても、一定所得以上の方については、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方については1割とすることで、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる制度を構築する。
 - ▷最終報告に向けて、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえて、具体的な施行時期、2割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の影響を見極め適切な配慮について、検討を行う。来年夏までに成案を得て、速やかに必要な法制上の措置を講ずる。
- ⇒◎ 後期高齢者(75歳以上。現役並み所得者は除く)であっても課税所得が28万円以上(所得上位30%)及び年収200万円以上の方に限って、その医療費の窓口負担割合を2割とする。施行時期は、令和4年度(2022年度)中までの間で、政令で定める。施行にあたっては、長期頻回受診患者への配慮措置として、施行後3年間、1月分の負担増が3,000円に収まるような措置を導入する。上記について、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

全世代型社会保障検討会議 中間報告・第2次中間報告・最終報告のポイント⑤

中間報告(令和元年12月19日) : ○、第2次中間報告(令和2年6月25日) : ●
最終報告(令和2年12月14日) : ◎

医療②

○ 大病院への患者集中を防ぎかかりつけ医機能の強化を図るための定額負担の拡大

▶外来機能の分化とかかりつけ医の普及を推進する観点から、他の医療機関からの紹介状なしで大病院を外来受診した場合に定額負担を求める制度(初診時5,000円・再診時2,500円以上)について、これらの負担額を踏まえてより機能分化の実効性が上がるよう、患者の負担額を増額し、増額分について公的医療保険の負担を軽減するよう改めるとともに、大病院・中小病院・診療所の外来機能の明確化を行いつつ、それを踏まえ対象病院を特定機能病院・病床数400床以上の地域医療支援病院から病床数200床以上の一般病院に拡大する。

⇒◎ 特定機能病院及び一般病床200床以上の地域医療支援病院に紹介状なしで外来受診した場合に定額負担(初診5,000円)を求めている制度について、地域の実情に応じて明確化される「紹介患者への外来を基本とする医療機関」のうち一般病床200床以上の病院に対象範囲を拡大するとともに、より外来機能の分化の実効性が上がるよう、定額負担を追加的に求める。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた社会保障の新たな課題

● 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会保障の新たな課題が生じている。今後も、セーフティネットとしての重要性が増していることに留意して、社会保障改革の議論を進める。

- ▶感染拡大防止に配慮した医療・介護・福祉サービスの提供等
- ▶感染症への対応の視点も含めた医療提供体制の整備
- ▶生活不安・ストレスを背景とする諸問題への対応
- ▶経済情勢の悪化に伴う雇用・生活への支援
- ▶エビデンスに基づく予防・健康づくりの促進
- ▶国民不安への寄り添い

就職氷河期世代への支援について

基本的考え方

- 就職氷河期世代の中には、就労や社会参加に向けた支援を行う上で、配慮すべき様々な事情を抱える方がおられ、生活の基盤を置く地域の実情もまた多様である。
- このため、地域の創意工夫を活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、一人でも多くの方に積極的に届けていかなければならない。
- 「就職氷河期世代支援プログラム」（「骨太方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）においてとりまとめ）では、現状より良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、就職氷河期世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指し、今後3年間を集中的に取り組むべき期間と定めている。他方、就職氷河期世代の方々はそれぞれに事情が多様であり、息長く支援していく必要がある場合も十分に想定される。
- 本行動計画の実行に必要な予算については、集中的な取組期間である3年間、安定的に確保する。特に、相談・支援機関の強化・連携や本人に対する支援策については、大幅に新設・拡充するとともに、地域における先進的・積極的な取組への支援を含め、関係者が安心して取り組めるよう、**令和元年度補正予算から、令和4年度予算までの3年間で650億円を上回る財源を確保。**
- 本行動計画においては、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、オンラインでの相談業務やテレワークの環境整備などに取り組む。あわせて、就職氷河期世代をめぐる雇用情勢が厳しいことを踏まえ、就職氷河期世代の専門窓口の拡充など、個別の支援策の拡充を図る。

相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援

- きめ細やかな伴走支援型の就職相談・定着支援体制の確立
 - ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援の実施
- 受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立（出口型型）（業界団体等と連携した即効性のある就職支援等）
 - 業界団体等による短期間での資格取得・正社員就職の支援
 - 観光業、自動車整備業、建設業、造船・船用工業、船員等への新規就業者の確保・育成
 - 農業、林業、漁業への新規就業者の確保・育成
 - 求職者支援訓練
- （キャリアアップ・就職に向けたリカレント教育等）
 - リカレント教育に関する大学・専修学校等の取組の支援

- 採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備
 - 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）
 - トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）
 - キャリアアップ助成金（正社員化コース）
 - 人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）
 - 就職氷河期世代の不安定就労者・無業者を対象とした募集集会の拡大
 - 採用選考を兼ねた社会人インターンシップの実施の推進
 - セキュリティ人材のキャリアアップ等の促進
 - 中小企業による多様な人材の確保・活用に向けた支援
 - 障害者や生活困窮者向けの農林水産業に関する技能習得研修等の支援
- 民間ノウハウの活用
 - 民間事業者のノウハウを生かした不安定就労者の就職・定着支援

個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

- アウトリーチの展開
 - アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化
 - 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化
 - 地域若者サポートステーションの支援の充実
- 支援の輪の拡大
 - ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化
 - ひきこもり当事者等によるSNS・電話等による支援の充実
 - 本人の生きる力の回復や自己肯定感を育むための伴走型支援・家族支援及び居場所の充実等
 - ひきこもり支援に携わる人材の養成研修
 - 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進
 - ポスト青年期を過ぎようとしている者への対応に関する講習開催への支援等
 - 地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング
 - 就労準備支援事業等の広域的実施による実施体制の整備促進
 - 農業分野等との連携強化モデル事業の実施
 - 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進
 - 女性向け就労支援等を行う地方自治体の取組への支援等

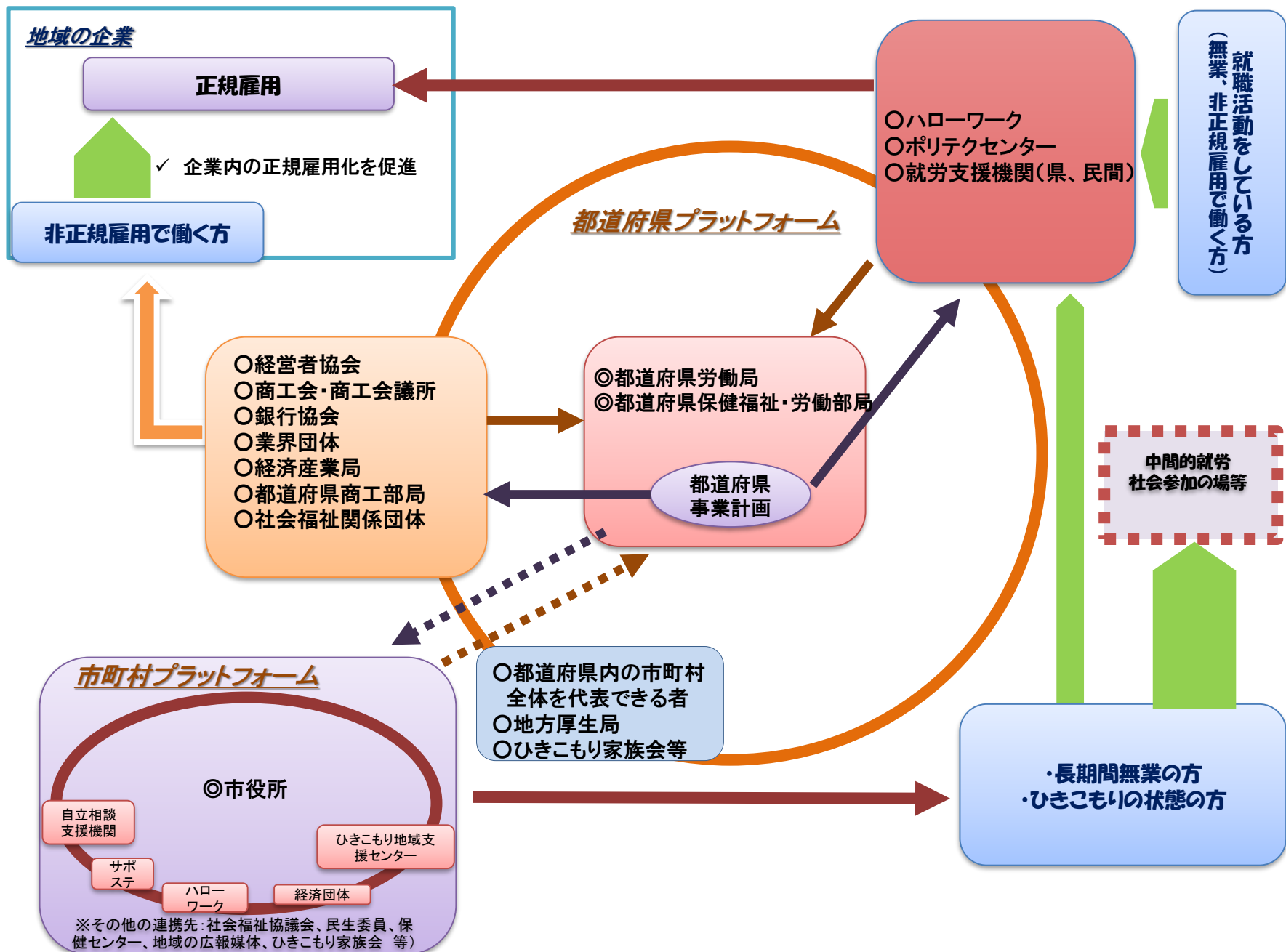
その他の取組

- 一人一人につながる戦略的な広報の展開
 - 就職氷河期世代等に関する積極的な広報の実施
- 地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策
 - ふるさとワーキングホリデーの推進等
 - 戦略的な求人ツール等を活用した若者人材の移転支援
- テレワークの推進
 - 柔軟な働き方が可能なテレワークの全国への普及促進
 - 地方への人の流れづくりに資するテレワーク
 - 適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進
- 公務員の中途採用の促進
 - 国家公務員の中途採用の促進
 - 地方公務員の中途採用の促進
- 労使の取組
 - 積極的な採用促進、人材育成の充実、就労や社会参加に向けた取組を一層推進。

プラットフォームを核とした新たな連携の推進

- 関係者で構成する全国プラットフォーム、都道府県・市町村プラットフォームの開催 ○ 地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用した先進的・積極的な取組への支援
- ※ 毎年、全国プラットフォームにおいて、取組状況のフォローアップを実施し、施策の改善・見直しにつなげる。
 - ・ 個別施策の見直しに向けて、施策の効果の的確に評価することが可能となるよう、個別施策の支援先のデータの収集・整理に取り組むことにより、原則として、就職氷河期世代を支援した実績とその他の世代を支援した実績を明らかにする。
 - ・ 各事業の実施に当たっては、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューとしていく必要があることに鑑み、当事者をはじめとする関係者の声に耳を傾け、地域における施策の運用実態を把握しながら、不断の見直しを行いつつ、取組を進めていく。

都道府県・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図



- ◇ 官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進するため、都道府県による出張相談や研修会の開催等を実施する。

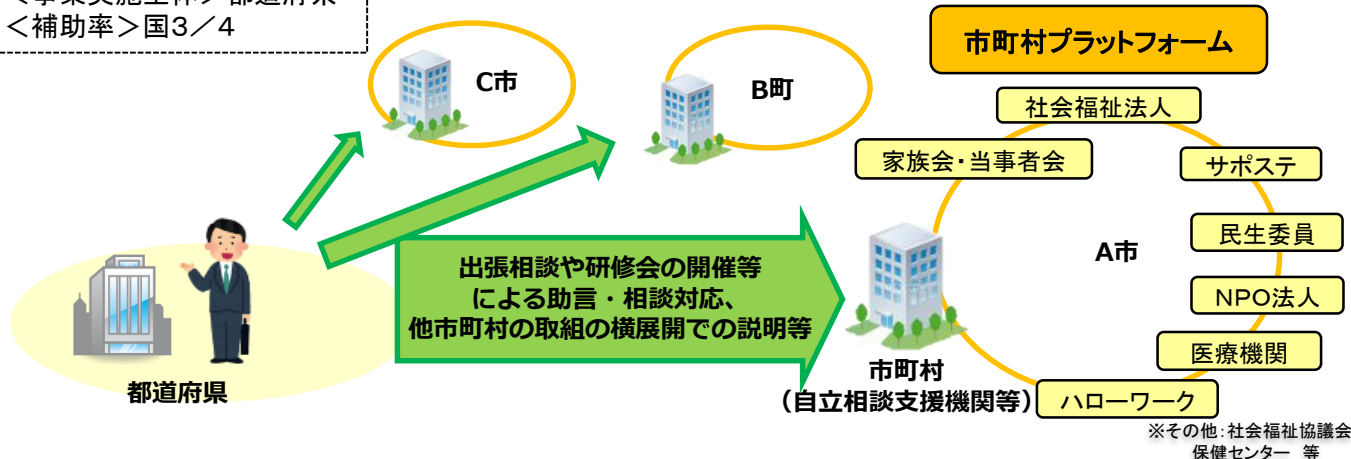
実施主体：都道府県
補助率：国3/4

事業の概要

- 都道府県による管内市区町村に対する「市町村プラットフォーム」の設置・運営についての出張相談や研修会等の実施により、市町村プラットフォーム設置のノウハウや他市町村の取組事例の横展開を図り、市町村プラットフォームの設置およびプラットフォームを通じた支援を促進する。

事業のイメージ

<事業実施主体>都道府県
<補助率>国3/4



市町村プラットフォームの役割

- ①個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関する情報共有
- ②地域における支援方針の検討
- ③つながり作りの支援等に関する都道府県プラットフォームへの要請等

地方公共団体と厚生労働省間 共同ポータルサイト「OnePublic」の 運用開始について

共同ポータルサイト

<主な機能>

通知・事務連絡等の掲載機能

従来のメールや郵送を用いた発出に代わって、ポータルサイト上で全ての地方自治体に一斉に通知を発出し、厚生労働省から地方自治体に対してスムーズに情報伝達を行う。

情報交換等を行うコミュニティ機能（掲示板）

厚生労働省の各課室が設定した掲示板の中で相互にコメントを付け合い、厚生労働省と地方自治体間で活発なコミュニケーションを図る。

地方自治体に対するアンケート機能

厚生労働省から地方自治体に向けて行うアンケートをポータルサイト上で実施する。

<利用者> ※令和2年度時点

厚生労働省
本省

- 厚生労働省組織令に基づく政令課室

地方
厚生（支）局

- 全国8か所の厚生（支）局

都道府県

- 厚生労働行政に関係する部局・課室

市区町村

<サイトイメージ>



1. 令和3年2月1日より、厚生労働省発出の通知や事務連絡等は、原則としてポータルサイトへの掲載をもって発信します。同日以降は本サイトから必要情報を取得するようお願いいたします。
※ 具体的な変更内容については、各局から別途アナウンスいたします。
2. アカウントの申請作業（※切：令和2年12月18日）が未完了の地方公共団体は、速やかに対応をお願いいたします。
※ 令和3年1月15日午前時点で、9.6%の地方公共団体（うち市56、町83、村32、計171団体）においてアカウント申請が未完了です。
3. 各職員の端末からポータルサイトへ接続するため、庁内のシステムの変更作業が必要です。アカウントの申請と合わせて速やかな対応をお願いいたします。

政策統括官付政策統括室 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
全世代型社会保障検討会議最終報告について(P.2~9)	政策統括官付 政策統括室	政策第一班	嶺岸 永典 新井 敬大	7691 7673
就職氷河期世代への支援について(P.10~13)	政策統括官付 政策統括室	政策第二班	木村 直哉 松尾 健司	7722 7715
One Publicについて(P.14~16)	政策統括官付 政策統括室	政策第五班	板垣 裕之 田邊 康祐	7697 7573